

決議案第2号

林川伸二議員及び姥順一議員に対する議員辞職勧告決議について

標記の決議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年6月16日提出

提出者 鷹栖町議会議員 大石 隆
賛成者 鷹栖町議会議員 木下 忠行
鷹栖町議会議員 舟根 輝好

林川伸二議員及び姥順一議員に対する辞職勧告決議

議会は、執行機関(以下「町」という)に対して、議事機関、意思決定機関として存在している。

そして、町の行政執行は、議会議決を得ることを前提としており、町が提案した条例などに対して可否を表明することは、議会の最も重要な使命であり、職責である。

議決は、議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意思となる。例え、反対の意思を表明した議員であっても、議会の構成員である以上、議決には従わなければならない。

4月9日に、2月26日第2回臨時議会にて議決した「鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、林川伸二議員及び姥順一議員から(以下「両議員」という)公開質問状が提出された。議決案件の公開質問状は、例え疑義であったとしても、不適切な行動である。

4月19日に、公開質問状は取り下げられた。

5月7日に、両議員から前回と同じ内容の公開質問状が再提出された。

5月13日には、町から公開質問状に対する回答書が提出された。

5月21日に、両議員から町への回答書に対して公開再質問状が提出された。

この公開再質問状の文中には、議決した条例の改ざんが見られ、さらにその改ざん箇所を質問していた。

6月4日に、町から公開再質問状に対する回答書が提出された。

以上の内容を検証すると、もはや「不適切な行動」ではなく、「議員の資質に欠ける行動」と言わざるを得ない。特に、公開質問状は今後も繰り返される可能性が高く、これ以上看過することはできない。今回の一連の行動に対して、町より議会に対して嚴重抗議が提出され、町と議会との信頼関係を大きく損なう事態を招き、議会の信頼を失墜させた。

よって、林川伸二議員及び姥順一議員に対し、議員の職を辞するよう勧告する。
以上決議する。

令和3年6月17日

鷹栖町議会